

社会保険って・・・

一般的に“社会保険”というと、医療保険と年金保険の二つを指している場合と、社会保険制度すべてのことを意味している場合と、両方に使われることがあります。通例としては医療保険と年金保険の二つを意味している場合が多いようです。今回はその制度について調べてみました。

社会保険制度の種類と管轄

社会保険	医療保険	健康保険(職域保険)	組合健康保険	各健康保険組合
			全国健康保険協会管掌健康保険	...社会保険庁
			船員保険	...社会保険庁
		共済組合	...各共済組合	
	国民健康保険	国民健康保険	...各市区町村	
		退職者医療制度	...各市区町村	
		前期高齢者医療制度	...各市区町村	
		後期高齢者医療制度	...各都道府県	
年金保険	厚生年金保険		...社会保険庁	
	国民年金		...社会保険庁	
介護保険			...各市区町村	
労働保険	労働者災害補償保険		...労働基準局	
	雇用保険		...職業安定局	

社会保険と民間の保険との違いは？

医療保険を例にしますと、主に大企業にお勤めの方は各企業の**健康保険組合**、主に中小企業にお勤めの方は**全国健康保険協会の健康保険(協会けんぽ)**、公務員は**各共済組合**、それ以外の方は市町村等が鑑賞する**国民健康保険**、というように、必ず何らかの医療保険制度(社会保険)に加入しなければなりません。それに対し、民間の生命保険会社などの医療保険は、加入する・しないは個人の自由です。

つまり、社会保険にはだれもが加入し、社会保険ではカバーしきれない部分は、個人の判断によって民間の保険でまかなうという形になります。

健康保険料率

協会けんぽの健康保険は、お給料を基に標準報酬月額というものを算出しその額の1000分の82(2009年9月からは都道府県ごとに変ります)を会社と本人とで折半することになっています。少々大雑把ですが月額30万円のお給料をもらっている方なら本人負担が12,300円程度ということになります。(40歳以上の方はこれに介護保険料が上乗せされるので14,085円になります。)

組合健康保険は、各組合ごとに保険料率は異なり、1000分の30~100までの範囲内で決定されます。(ちなみに某大手自動車健康保険組合は1000分の62だそうです。)所属する健康保険組合によっては協会けんぽの健康保険よりも高い保険料を徴収されることもありますし、逆に保険料が安い健康保険組合も存在します。今回は紙面の関係上ここまでとし、他の制度についてはまた次の機会にご案内しようと思います。

